

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第17号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「11,752人」を「11,936人」に改め、同条第 3 号中「2,162人」を「2,131人」に改め、同条第 4 号中「4,497人」を「4,511人」に改め、同条第 5 号中「2,491人」を「2,488人」に改め、同条第 6 号中「13,285人」を「13,368人」に、「11,276人」を「11,375人」に改め、同条第 9 号中「26人」を「27人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。